

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市市民葬儀制度の見直しに向けたパブリックコメントの結果報告
について

資料1 川崎市市民葬儀制度の見直しに向けたパブリックコメントの実施に
ついて

資料2 川崎市市民葬儀制度見直しに関するパブリックコメントの実施結果
について

参考資料1 川崎市葬祭条例

参考資料2 川崎市市民葬儀実施要領

令和3年5月21日

健康福祉局

川崎市市民葬儀制度の見直しに向けたパブリックコメントの実施について

1 市民葬儀制度の概要

(1) 市民葬儀制度実施の根拠

●川崎市葬祭条例(参考資料1)

市民の葬儀に際して、適正かつ低廉な料金で利用可能な市民葬儀制度を設けることができると規定しており、併せて、制度の運営や川崎市市民葬儀取扱指定店(以下「取扱指定店」)の指定基準等について、附属機関である川崎市市民葬儀運営協議会にて審議を行うことを規定しています。

●川崎市市民葬儀実施要領(参考資料2)

市民葬儀制度の規格内容、及び取扱指定店の指定基準、並びに市民葬儀の実施方法等について規定しています。

(2) 制度の概要

川崎市市民葬儀は、昭和47年4月に開始した制度で、「棺や祭壇等」を一式として「規格A」「規格B」「規格C」の3段階の料金設定を行った規格内容について、市民を対象に、市の指定を受けた葬祭事業者である「取扱指定店」が直接提供する制度です。

【※利用助成、事業者補助等の予算を伴う事業ではなく、市は制度設計・取扱事業者の指定・広報等の役割を担う制度。】

(3) 取扱指定店の状況【令和2年10月1日現在】

82店舗(市内業者60店舗、市外事業者22店舗)

(4) 利用実績

【単位：件】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
規格A	109	122	109	96	89	92	81	76	99	84
規格B	60	53	48	42	51	51	57	64	39	41
規格C	149	101	81	78	79	101	96	125	119	114
合計	318	276	238	216	219	244	234	265	257	239
【参考】 火葬件数	8,548	8,816	9,017	8,889	8,481	8,996	9,663	9,766	9,990	10,231

※火葬件数は、市内居住者(死産児を除く)の南北両斎苑での受入件数。

2 見直しの契機

(1) 市民葬儀運営協議会でのあり方検討【平成30年度～平成31年度】

これまで、制度の適正な運営にあたっては、市民葬儀運営協議会での審議を踏まえ、適宜必要な対応を講じてきました。制度利用者の減少等の課題を踏まえ、本制度のあり方検討を実施しております。

【主な意見】

- ・近年の葬儀ニーズの多様化を踏まえた制度見直しの議論が必要である。
- ・制度の趣旨に鑑み、葬儀全体を低廉な費用で賄える規格内容の検討が必要ではないか。
- ・信頼のおける葬祭業者に、サービスの質にバラツキが無い形で提供して貰う必要がある。
- ・規格内容の明確化や制度の適正な提供に対するチェック体制が必要である。
- ・市民葬儀制度を知らない市民が多い。
- ・取扱指定店へのアンケート調査により実態把握を行って貰いたい。

(2) 市議会からの意見、要望

- ・制度発足から相当期間が経過する中で、規格内容が旧態依然であり、ニーズと合致していないと思われる。
- ・平成4年以降、内容が据え置かれているが、事業者の協力が不可欠なため、実勢価格を勘案した検討が必要。
- ・市民葬儀運営協議会において、制度のあり方をしっかりと議論し、必要な見直しを進めて貰いたい。
- ・本市の規格内容は、他都市制度よりも低廉に見えるが、規格祭壇のほかオプションを頼まなければならない、結果として他都市よりも高額になってしまう場合もある。市民が利用しやすい料金設定への見直しを要望する。

(3) アンケート調査の結果【令和2年6月実施】

取扱指定店に対して、本制度利用者の意見、近年の葬儀取扱い状況等に関するアンケート調査を実施。[回答数41店舗]

ア 取扱指定店に寄せられた利用者からの主な意見

- ・3種類の規格祭壇の違いが分かりにくい。
- ・市民葬儀を利用すれば、全ての葬儀費用が賄えると思った。
- ・花祭壇など、仏式以外の祭壇も提供して貰いたい。

イ 市民葬儀制度に関する事業者の主な意見

- ・市民葬儀の規格が旧態依然の内容であり、時代に併せた規格内容を検討すべき。
- ・市民葬儀の規格料金値上げや、助成金を検討して欲しい。
- ・現状の取扱指定店の中には、他の葬儀社への取り次ぎのみを行う斡旋業者が含まれていると思われる。
- ・市民葬儀制度の認知度が低い。

ウ 近年の葬儀取扱い状況について

- ・火葬式(直葬)や家族葬等が増え、今後も葬儀の簡素化が進むものと思われる。
- ・御遺体が病院から自宅に戻らず、遺体保管施設に保管されるケースが多くなっている。

3 現状の課題

(1) 利用状況、規格内容について

- ・祭壇の規格や提供する葬祭用具等が旧態依然の内容であり、現在の葬儀形態、市民ニーズに十分に対応しておらず制度利用が広がらない状況にある。
- ・市民葬儀での提供項目が少なく、葬儀全体ではオプション対応による追加費用が必要となっている。

(2) 質の確保について

- ・利用者への適正なサービス提供の確保に向けた取扱指定店の実態把握、チェック体制の課題。

(3) その他

- ・制度の認知度向上のための、効果的な制度周知の取り組み。

4 見直しの方向性

- ・令和2年9月及び令和3年2月の市民葬儀運営協議会での審議を踏まえ、次のとおり見直しを行います。

(1) 市民に分かりやすい規格内容、廉価な提供料金の設定

- ・「祭壇」「棺」のほか、「骨壺」「御遺体の安置や搬送対応」等を加え、葬儀に最低限必要な内容を提供します。
- ・旧態依然の規格内容を精査し、葬儀ニーズに対応した内容を提供します。
- ・市場価格を考慮しながら、適切かつ低廉な料金設定とすることで生活困窮者等も利用可能な規格内容とします。

(2) 質の確保に関する取り組み

- ・規格内容(葬祭用具等)の提供体制については、取扱指定店の審査の中で適切に確認を行ってまいります。
- ・取扱指定店の指定期間を設け、更新手続きを通じ、取扱指定店を継続的に管理してまいります。
- ・制度見直し後の新指定基準に基づき、既存の取扱指定店を含め新たに審査を実施します。

(3) その他

- ・ホームページ掲載、関係部署や関係団体等との連携、取扱指定店への協力要請等により、制度周知に努めます。
- ・制度見直し後においては、本制度利用状況のモニタリング、利用者アンケートを通じ、適正な制度運用を図るとともに、ニーズの動向把握に努めながら、制度のあり方について引き続き検討してまいります。

5 今後の予定について

- 令和3年6月頃 パブリックコメント実施結果の公表
- 令和3年7月頃 第1回市民葬儀運営協議会
要領改正
- 令和3年9月頃 取扱指定店指定申請開始
- 令和3年12月頃 取扱指定店書類審査及び調査
- 令和4年4月頃 第2回市民葬儀運営協議会
新制度による取扱い開始

見直し内容

【現行】

1 規格内容

項目	規格A	規格B	規格C	
料金	145,000円(税別)	112,000円(税別)	92,000円(税別)	
祭壇	上3段金欄祭壇掛	中3段金欄祭壇掛	並3段金欄祭壇掛	①
棺	上棺内張(じょうかんうちばり)			②
仏衣等内容品	上帷子(じょうかたびら)			③
棺覆	金欄			④
前机	一式			⑤
焼香具	3組	2組	2組	⑥
幕	10間内外とも			廃止
葬儀帳	上1式			⑦



【見直し後】

1 規格内容(案)

※網掛け部分は、新規項目。

	項目	(新)規格A【小規模葬儀を想定】	(新)規格B【火葬式(直葬)を想定】
	料金	495,000円(税込)程度	209,000円(税込)程度
①⑤⑥	祭壇	仏式祭壇 又は 花祭壇(焼香具等含む)	
②④	棺	桐棺(彫刻なし)、棺覆	
③	仏衣等内容品	仏衣、シーツ、布団、納棺対応含む	
新規	遺体安置	遺体保管施設(霊安室)安置、及びドライアイス(必要な場合)【2日分】	
新規	遺体搬送	寝台車による搬送 【病院・安置場所・式場・火葬場の相互間を2回まで】 (夜間対応を含む各20km以内)	寝台車による搬送 【病院・安置場所・火葬場の相互間を2回まで】 (夜間対応を含む各20km以内)
新規	骨壺	骨壺一式(骨壺 白7寸、桐箱、布覆含む)	
新規	枕飾り	枕飾り一式(線香・ろうそく1箱含む)	
新規	遺影写真	四つ切サイズ・黒額	
⑦	受付事務用品	50名分	
新規	葬儀運営スタッフ	○	
新規	火葬場案内スタッフ	○	
新規	諸手続き代行	葬祭場予約、埋火葬許可証取得	

- ・市民葬儀で提供する葬祭用具等は、最低限必要な内容一式の料金となります。
- ・提供品目の追加や規格の変更等が必要な場合は、取扱指定店に御相談のうえ実費での追加費用が必要となります。
(例 花祭壇の生花指定、棺や遺影写真のグレードアップ等)

＜市民葬儀に含まれない主な葬儀費用＞	
【葬祭場使用料】	火葬料、休憩室使用料
【施設により金額が異なる費用】	式場使用料
【遺体搬送費用】	寝台車による搬送【病院・安置場所・式場・火葬場の相互間を2回まで】
【霊柩車による遺体搬送費用】	霊柩車(葬儀・告別式の式場から火葬場まで柩を運ぶ特別な仕様の車のこと)
【実費対応いただく費用】	遺体安置、骨壺、枕飾り、遺影写真、白木位牌、後飾り
【宗教者費用、おもてなし費用等の実費】	供花、供物、宗教者謝礼、飲食代(通夜・火葬時)、返礼品等
【人件費】	葬儀運営スタッフ、火葬場案内スタッフ、諸手続き代行

※下線は、見直し後の規格内容(案)の網掛け部分に対応。

- 葬儀一式費用の全国平均額 1,214,000円
(一財) 日本消費者協会「第11回 葬儀についてのアンケート調査報告書」(2017年)より

【現状の課題】

- ・祭壇の規格や提供する葬祭用具等が旧態依然の内容であり、現在の葬儀形態、市民ニーズに十分に対応しておらず制度利用者が年々減少傾向にある。
- ・市民葬儀での提供項目が少なく、葬儀全体ではオプション対応による追加費用が必要。

＜市民葬儀に含まれない主な葬儀費用＞

【葬祭場使用料】	火葬料、休憩室使用料
【施設により金額が異なる費用】	式場使用料
【霊柩車による遺体搬送費用】	霊柩車(葬儀・告別式の式場から火葬場まで柩を運ぶ特別な仕様の車のこと)
【実費対応いただく費用】	白木位牌、後飾り
【宗教者費用、おもてなし費用等の実費】	供花、供物、宗教者謝礼、飲食代(通夜・火葬時)、返礼品等

- ・火葬料、休憩室使用料は、葬祭場へ直接支払うもの。
- ・南北両斎苑の式場利用時は、霊柩車は不要。

【見直しの方向性】

- ・「祭壇」「棺」のほか、「骨壺」「御遺体の安置や搬送対応」等を加え、葬儀に最低限必要な内容を提供します。
- ・旧態依然の規格内容を精査し、葬儀ニーズに対応した規格内容を提供します。
- ・市場価格を考慮しながら、適切かつ低廉な料金設定とすることで生活困窮者等も利用可能な規格内容とします。

【現 行】

【規格祭壇のイメージ】

規格A(仏式祭壇)



規格B(仏式祭壇)



規格C(仏式祭壇)



2 取扱指定店の指定要件

- (1) 市内に独立した店舗を有し5年以上の経営実績(市外業者の新規登録からの除外)
- (2) 市民葬儀に必要な祭壇の保有
- (3) 指定事業者が主体的に葬儀サービスを提供するとともに、責任をもって葬儀に立ち合うこと

【現状の課題】

・利用者への適正なサービス提供の確保に向けた取扱指定店の実態把握、チェック体制の課題。

【見直し後】

【規格祭壇のイメージ】

規格A(仏式祭壇)



規格A(花祭壇)



(上段)W:900mm H:150mm
(下段)W:1,800mm H:400mm

2 取扱指定店の指定要件(案)

※下線部分は、追加項目。

- (1) 市内に独立した店舗を有し5年以上の経営実績(市外業者の新規登録からの除外)
- (2) 市民葬儀に必要な祭壇の保有、遺体搬送対応(寝台車の提供体制の確保)、遺体保管設備の提供体制の確保
- (3) 指定事業者が主体的に葬儀サービスを提供するとともに、川崎市暴力団排除条例や貨物自動車運送事業法等に抵触しないなど、コンプライアンス(法令遵守)を推進し、責任をもって葬儀に立ち合うこと
- (4) 取扱指定店の更新制の導入。(5年毎)

【見直しの方向性】

- ・規格内容(葬祭用具)の提供体制については、取扱指定店の審査の中で適切に確認を行ってまいります。
- ・取扱指定店の指定期間を設け、更新手続きを通じ、取扱指定店を継続的に管理してまいります。
- ・制度の適正な運用を図るため、制度見直し後の新指定基準に基づき、既存の取扱指定店を含め新たに審査を実施します。

川崎市市民葬儀制度の見直しに関するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎市市民葬儀は、昭和47年7月に開始した制度で、「棺や祭壇等」を一式として3段階の料金設定を行った規格内容について、市民を対象に、市の指定を受けた葬祭事業者である川崎市市民葬儀取扱指定店（以下「取扱指定店」という。）が直接提供する制度です。

川崎市葬祭条例において市民の葬儀に際して、適正かつ低廉な料金で利用可能な市民葬儀制度を設けることができると規定しており、併せて、制度の運営や取扱指定店の指定基準等について、附属機関である川崎市市民葬儀運営協議会にて審議を行うことを規定しています。また、川崎市市民葬儀実施要領において、市民葬儀制度の規格内容、及び取扱指定店の指定基準、並びに市民葬儀の実施方法等について規定しています。

今般、近年のニーズ等を踏まえ、新たな規格内容や料金、取扱指定店の指定基準等について見直し、市民の皆様から御意見を募集しましたところ、7通（意見総数19件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及びそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

募集期間	令和3年3月24日（水）から4月22日（木）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、FAX
募集の周知方法	市ホームページ、情報プラザ、健康福祉局保健所生活衛生課、各区役所・支所・出張所（市政資料コーナー）
結果の公表方法	市ホームページ、情報プラザ、健康福祉局保健所生活衛生課、各区役所・支所・出張所（市政資料コーナー）

3 結果の概要

意見提出数（意見数）	7通（19件）
電子メール	2通（5件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）
FAX	5通（14件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの実施の結果、見直し案に対して19件の御意見、御要望が寄せられました。川崎市市民葬儀制度の見直しにつきましては、お寄せいただいた御意見を踏まえ、見直しの手続きを進めます。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に関する要望の御意見であり、案内容を説明するもの
- E：今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
規格内容に関する見直しについて	0	1	0	5	0	6
質の確保に関する取り組みについて	0	0	0	13	0	13
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	18	0	19

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

【規格内容に関する見直しに対する御意見】

番号	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
1	火葬式、骨壺、枕飾り、遺影写真、受付事務用品、葬儀施行運営・火葬場案内スタッフ、諸手続き代行については、規格内容に含めることに異存なし。	1件	お寄せいただいた御意見をもとに見直しを進めてまいります。	B
2	遺影写真について、①写真は白黒かカラーか明記すべき。②故人の写真データは施主側が準備すると思うが、誤解のないよう明記すべき。③最近、生前の元気な時の写真を撮影して遺影写真（額縁含む）を準備する人も多い。この場合の費用減額について明記すべき。	1件	①遺影写真については、市民葬儀規格としては、カラー写真となります。 ②故人の遺影写真データは、施主側に御準備いただきます。 ③遺影写真を含めた規格のため費用減額とはなりません。	D

3	仏式祭壇は適用価格と考 えるが、花祭壇について は、生花コストがかかり、 一般的な生花祭壇の価格 破壊となる。	1 件	花祭壇については、使用する生花 の種類・使用面積や本数によって 価格が変わるため、規模感が伝わ るイメージ写真を、本市ホームペ ージやパンフレット等に掲載しま す。ただし、取扱指定店ごとに御準 備いただく祭壇が異なるため、自 社で提供する祭壇をホームページ やパンフレット等にて広く案内 し、利用者が取扱指定店を選択で きるようにします。	D
4	遺体安置及びドライアイ ス 2 日分以降の一律価格 の徹底	1 件	最低限必要な内容一式を規格とし ており、遺体安置については、24 時間の遺体安置後に葬儀を行う場 合に、少なくとも2日間を要する ことから、2日分の規格としまし た。規格を超える場合は、取扱指定 店に御相談のうえ実費対応いた だきます。	D
5	遺体搬送につき、相互間 2 回まで又夜間対応を含 む 20 k m 以内とある が、運輸局基本届出運賃 及び夜間割増料金等によ る料金体制に対して、遺 体搬送まで規格内に含む か否か。	1 件	遺体搬送については、20 k m 以 内で2回までは、夜間対応を含め、 規格料金で対応することになりま す。	D
6	市民葬儀に含まれない主 な葬儀費用の、①霊柩車 について、火葬場に乗り 入れが出来る許認可車両 の再確認及び10 k m 以 内料金の一律価格、②白 木位牌・後飾り費用の一 律価格を求める。	1 件	遺体搬送については、関係法令遵 守の徹底を求めてまいります。な お、①霊柩車の料金、②白木位牌・ 後飾り費用については、利用され ない方もいるため、市民葬儀に含 まれない葬儀費用とし、取扱指定 店にて実費対応いただきます。	D

【質の確保に関する取り組みに対する御意見】

番号	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
7	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等の書類による確認と、営業店舗の確認は写真または現地確認にて行うことを希望する。	2件	登記事項証明書等により、事業内容や法人情報を確認します。	D
8	市民葬儀サービスを行える祭壇を有しているかの確認を希望する。	1件	保有を要する仏式祭壇を確認します。	D
9	本店や営業所、遺体保管施設及び設備、祭壇を保管する倉庫等が自社保有でない場合は、賃貸借契約書の提出を希望する。	2件	自社保有ではない物件等を使用する場合は、賃貸借契約書等を確認します。	D
10	遺体搬送を他社へ委託する場合は、委託先会社との契約書と、委託先会社の登記簿謄本、社員名簿（常駐社員）の提出を希望する。	1件	遺体搬送を委託する場合は、委託契約書等を確認します。	D
11	コンプライアンスの確認として、納税証明書等による市税等の納税と社会保険、労働保険の加入確認を希望する。また、遺体搬送車の車検証のコピーの提出を希望する。	3件	葬祭業者として、関係法令を遵守して運営していることを、事務の円滑化を図りながら、確認することとします。	D

1 2	要領中、指定業者の登録要件について、「市内に独立した店舗を有し、5年以上の経営実績（市外業者の新規登録からの除外）」とあるが、この要件は、新規登録事業者に関してという解釈でよいか。	1 件	川崎市市民葬儀実施要領の「第4条の2 指定業者の登録要件」において、「川崎市内に独立した葬儀店舗を有していること」と規定していますが、当該規定は、平成31年1月4日の改正により定めた内容であり、経過措置として、「この改正要領の施行の際、現に指定業者である者及び新規指定に係る審議を継続中の場合は、第4条の2の規定は適用しない。」としています。今後の改正においても、現に指定業者である取扱指定店につきましては、第4条の2の規定は適用しないこととします。	D
1 3	市内に独立した店舗を有し、10年以上の経営実績とすべき。	2 件	新たな指定要件とする中で、取扱指定店の充実も図っていく必要があり、経営実績を10年以上とすることで、参入する葬祭業者を限定することは、利用者側の利益を損失させることになるため、5年以上のままとします。	D
1 4	市葬祭場での年間の利用実績の確認を希望する。	1 件	市葬祭場の利用実績が必ずしも市民葬儀の提供実績につながるとは限らないことから、指定要件とはしないこととします。	D

6 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

電話：044-200-2448 FAX：044-200-3927